

機密保持契約書

株式会社FunnyBunny(以下「甲」という)と甲のクリエイター登録用フォームから登録した取引先(以下「乙」という)は、次の通り機密保持契約(以下「本契約」という)を締結する。なお、本契約において、機密情報を開示する者を「開示者」といい、機密情報の開示を受ける者を「被開示者」という。

第1条(目的)

1. 本契約は、双方の業務推進(以下「本目的」という)のために、甲乙間で情報を開示するにあたり、開示者が被開示者に対し開示する開示者の技術上、営業上及びそれに付随する個人情報並びにその他一切の情報(以下「本件機密情報」という)に関する取扱いを定めることを目的とする。
2. 本契約は、本件機密情報の譲渡又は使用の許諾を定めるものではない。なお、本件機密情報の開示に関連して別途甲乙間で業務委託、請負等の契約が締結された場合は、当該関連契約を補完するものとする。

第2条(本件機密情報)

1. 被開示者が以下の各号のいずれかに該当することを証明した場合は、本件機密情報から除かれるものとする。
 - ①開示を受けた時に既に公知、公用の情報。
 - ②開示を受けた後に、被開示者の責によらず公知、公用となった情報。
 - ③開示を受けた時に既に知得していた情報。
 - ④開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなしに入手した情報。
 - ⑤法令により、さらに守秘義務を負わせることなく、かつ無制限に、公に開示することが義務づけられた情報。
 - ⑥被開示者が、開示を受けた情報に一切アクセスせず、それと無関係に開発、創作した情報。
 - ⑦甲または乙が本件機密情報から除かれることを相互に確認した情報。

第3条(本件機密情報の開示)

1. 被開示者は、本件機密情報を被開示者の役員、従業員に開示する場合、必要な範囲内の者に限定して開示し、本件機密情報を漏洩し若しくは本目的以外に利用しないよう、監督その他必要な措置を講ずるものとする。
2. 被開示者が本目的を履行するために本件機密情報を第三者に対して開示する場合には、開示者の書面による事前の許諾を得なければならない。
3. 本条第1項又は第2項により、被開示者が、その役員、従業員及びその他の第三者に本件機密情報を開示する場合には、被開示者が開示者に対して負う一切の責任を遵守させなければならない。

第4条(遵守事項等)

1. 被開示者は、本件機密情報を、本目的以外のいかなる目的にも使用してはならない。
2. 被開示者は、本件機密情報を滅失、毀損、窃取されないように善良な管理者の注意をもって取り扱うものとする。
3. 被開示者は、本目的を遂行するうえで必要な範囲でのみ、本件機密情報を複製できるものとする。
4. 被開示者は、本件機密情報を流用若しくは補完させ、開示者の許諾なくして権利化する等の一切の行為を行わないものとする。

第5条(被開示者の責任)

1. 開示者は、被開示者が本契約に違反した場合、損害賠償、差止請求その他あらゆる法的措置を講ずることが出来るものとする。開示者は、被開示者に対し、発生した損害の賠償のほかに、当該法的措置を講ずるために要した弁護士費用、証人費用、証拠収集費用及びその他訴訟遂行上総ての合理的費用を請求することが出来るものとする。

2. 開示者は、被開示者が開示者の事前の許諾を得て本件機密情報を開示した第三者が課された義務に違反したときは、被開示者に対してその責任を問うことが出来るものとする。なお、被開示者の役員及び従業員の義務違反についても同様とする。

第6条(有効期間)

本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による改定または終了の意思表示がないときは、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第7条(終了)

被開示者は、開示者から書面で要求があった場合または、本契約が終了した場合には、書面化された本件機密情報(それらの複製物等を含む)を直ちに開示者に返還するか、若しくは開示者の指示に基づき破棄するものとし、破棄した旨を証する書面を速やかに開示者に交付するものとする。

第8条(契約の解約)

被開示者が、本契約に違反した場合には、開示者は催告その他の手続きを要せず、書面で通知することにより本契約を直ちに解約することが出来るものとする。

第9条(契約終了後の効果)

1. 本契約が終了した場合においても、第5条及び第10条の規定は、なお有効に存続する。
2. 本契約に基づく被開示者の守秘義務は、個人情報に関する本件機密情報については、本契約の終了した場合においても有効に存続するものとし、それ以外については、本契約の終了した場合においても3年間は残存するものとする。

第10条(合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第11条(規定外事項)

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、本契約締結の趣旨に則り、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

以上